

加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準

令和7年（2025年）4月1日 改正

城陽市上下水道部

目 次

第1章 目的	1
第2章 定義及び徴収趣旨	
1 加入金	1
2 配水管負担経費	1
3 加入権利	1
4 加入口径	1
第3章 加入金及び配水管負担経費の徴収に関する適用条例	
1 加入金の徴収金額	2
2 配水管負担経費の徴収金額	2
3 料金・加入金・配水管負担金及び手数料等の減免	3
第4章 加入金・配水管負担経費の徴収取扱基準	
1 新設工事・増設工事の場合	4
2 改造工事の場合	4
3 工事用・外部準備工事での申込の場合	4
4 複数給水装置の加入権利	4
5 一給水装置の加入権利の分割充当	4
6 加入権利を遠隔地に移設充当	4
7 加入金・配水管負担経費の還付	4
8 加入金・配水管負担経費の免除	4
【例1】一戸の住宅（φ13）が二戸の住宅（φ20）に変更される場合	5
【例2】二戸の住宅（φ13）が二戸の住宅（φ20）に変更される場合	6
【例3】一戸の住宅（φ25）を複数戸の住宅（φ20）に改造する場合	7
【例4】マンション（φ40）等が複数戸の住宅（φ20）に改造される場合	8
【例5】複数戸の住宅（φ13）が一戸の住宅（φ20）に改造される場合	9
【例6】複数戸の住宅（φ13）がマンション（φ40）等に改造される場合	10
【例7】二世帯住宅（φ25）が単世帯住宅（φ20）に改造される場合	10
第5章 公園及び一斉申し込み等の取扱について	
1 公園に対する取扱	11
2 本市水道創設時の一斉申し込みの取扱	11
3 公共のために設置する消火栓の取扱	11
4 公共のために設置する防火水槽の取扱	11
附則	11

加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準

制定 昭和48年（1973年） 4月1日

改正 令和 7年（2025年） 4月1日

第1章 目的

この基準は、徴収に関する取扱を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 定義及び徴収趣旨

1 加入金

新たな水需要に伴い、水源確保、水道施設の充実・整備等をする必要がある。

これらの事業には膨大な費用が伴うため、今後新たに水道を利用される場合は、整備費の一部負担並びに従来からの利用者との負担の公平性を期すために、加入金をいただくものである。また、この建設工事に要する費用を水道料金に転嫁すれば、現使用者に多大な負担をかけることから、原因者である新規加入される方から、メーター口径により相当分の費用を加入金として徴収するものである。

2 配水管負担経費

新たな水需要に伴う配水管の布設替（増径）工事並びに市街化区域内における新設工事（開発区域を除く）は、本市負担により施工している。このため、新たに水道を利用する場合は、整備費の一部負担並びに従来からの利用者との負担の公平性を期すために、配水管負担経費をいただくものである。

本制度（昭和48年）が制定される以前は、新たに水道を利用する方（原因者）の負担により配水管の布設替等を実施していたが、加入する場所により負担する者、しない者が生じ公平性に欠けていたことから、すべての新規加入者からメーター口径相当分の負担金を市が徴収し、必要に応じて配水管布設工事を市が施工するものである。

3 加入権利

加入金及び配水管負担経費が納入されることにより、一般用にて開栓するための権利が生ずる。この権利を加入権利と定義する。加入権利は給水装置の設置場所に存在するものとして取り扱う。

4 加入口径

加入権利を利用することにより、一般用にて開栓できるメーター口径を加入口径と定義する。

第3章 加入金及び配水管負担経費の徴収に関する適用条例

1 加入金の徴収金額

「城陽市水道事業給水条例第10条の2」

給水装置（工事用又は臨時に給水する場合を除く。）の新設又は改造（給水管の呼び径を増径する場合に限る。）を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める加入金額に消費税等相当額を加えた金額 並びに別に管理者が定める配水管布設経費負担金（以下「配水管負担金」という。）を管理者が定める時期に納付しなければならない。

給水管の呼び径	加入金額	
	新設	改造
13ミリメートル	176,000円	新口径と旧口径の差額とする。
20ミリメートル	237,000円	
25ミリメートル	540,000円	
40ミリメートル	1,216,000円	
50ミリメートル	2,703,000円	
75ミリメートル	7,434,000円	
100ミリメートル	12,686,000円	
150ミリメートル	31,674,000円	
200ミリメートル	58,699,000円	

2 配水管負担経費の徴収金額

「城陽市水道事業給水条例施行規程第5条第2項」

条例第10条の2の管理者が定める配水管負担金に基づく配水管負担経費の額は、新設又は改造を行う給水管の呼び径に応じて次の表に定める配水管負担経費に消費税等相当額を加えた金額とする。

給水管の呼び径	配水管負担経費	
	新設	改造
13ミリメートル	81,000円	新口径と旧口径の差額とする。
20ミリメートル	89,000円	
25ミリメートル	152,000円	
40ミリメートル	1,016,000円	
50ミリメートル	2,287,000円	
75ミリメートル	6,353,000円	
100ミリメートル	10,860,000円	
150ミリメートル	27,156,000円	
200ミリメートル	50,350,000円	

3 料金・加入金・配水管負担金及び手数料等の減免

○城陽市水道事業給水条例第37条

管理者は、非常災害があつたとき、漏水があつたとき、公益上必要があるときその他特別の事由があると認めたときは、料金、加入金、配水管負担金又は手数料の徴収を猶予し、又は減免することができる。

○城陽市水道事業給水条例施行規程第14条

管理者は、条例第 37 条に規定する料金、加入金、配水管負担金又は手数料について、特に必要と認めるときは、その徴収を猶予することができる。

2 料金、加入金、配水管負担金又は手数料の減免は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 料金

次の定めるところによる。

ア 非常災害があつた場合又は漏水があつた場合は、告示で定めるところにより減免する。

イ 管理者が特に必要と認めた場合において管理者が別に定める額を減免する。

(2) 加入金及び配水管負担金

次の定めるところによる。

ア 本市の所有となるべき給水装置の場合 免除

イ 自治会（城陽市自治会活動助成金等交付規則（昭和 55 年城陽市規則第 52 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）の集会所等の公共的な用途のみを目的とした給水装置の場合 免除

ウ 管理者が特に必要と認めた場合 管理者が別に定める額を軽減

(3) 手数料

管理者が特に必要と認めた場合 管理者が別に定める額を軽減

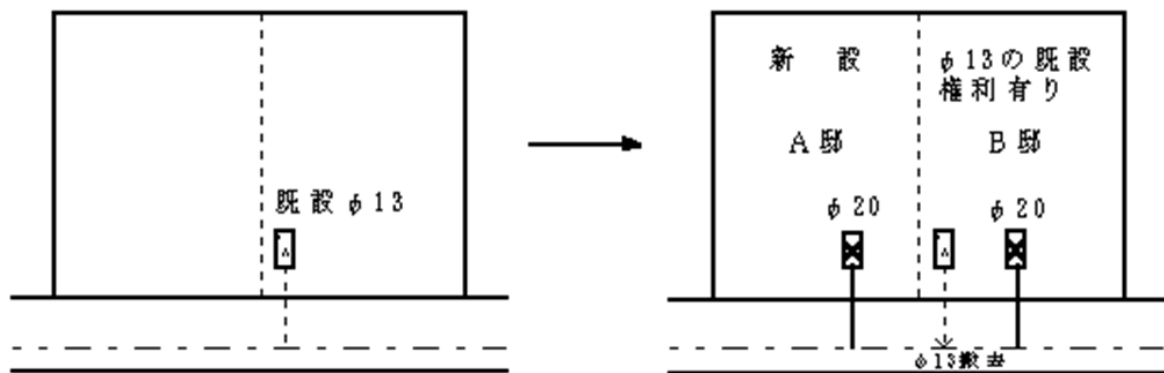
第4章 加入金・配水管負担経費の徴収取扱基準

- 1 新設工事・増設工事の場合は、給水管の呼び径に応じた加入金・配水管負担経費を新規に徴収する。
- 2 改造工事の場合は、下記の条件のとおり取り扱う。なお、改造工事の際に既設の給水管すべてを流用、布設替え、又は撤去することを条件とする。
 - (1) 加入口径が増径される場合は、加入金の差額及び配水管負担経費の差額を徴収する。
 - (2) 加入口径が減径される場合は、加入金・配水管負担経費の徴収及び還付を行わない。
 - (3) 一敷地に複数の給水装置がある場合、一給水装置の加入権利に合算することができる。その場合、加入金の差額に不足が生じる場合は差額を徴収し、差額に過多が生じる場合は還付を行わない。配水管負担経費も同様に取り扱う。

ただし、不使用となる給水装置の撤去を条件とする。
 - (4) 既設の加入口径が40mm以上の場合、加入権利を既設の加入金相当額以内となる新口径の給水装置の設置箇所数で分割充当することができる。ただし、不使用となる給水装置の撤去を条件とする。

なお、既設の加入金相当額を超過する新口径の給水装置の設置箇所分については、新規に加入金・配水管負担経費を徴収する。
 - (5) 既設の加入口径が25mm以下の場合、加入権利を複数の給水装置に分割充当することはできない。
- 3 工事用・外部準備工事での申し込みの場合は、加入金・配水管負担経費を徴収しない。
- 4 同一敷地でない土地や連続しない複数の敷地の複数の給水装置の加入権利を、一給水装置に合算することはできない。
- 5 一給水装置の加入権利を、遠隔地にある複数の給水装置に分割充当することはできない。
- 6 加入権利を遠隔地に移設充当することはできない。
- 7 加入金・配水管負担経費について、差額あるいは全額の還付を行わない。
- 8 本基準第5章又は給水条例施行規程第14条第2項第2号に定められている場合に限り、加入金及び配水管負担経費を免除する。

【例 1】一戸の住宅（φ13mm）が二戸の住宅（φ20mm）に変更される場合



A邸【新設工事】	旧口径		新口径	新規徴収
加入金	(なし)	<	20mm×1本分	全額が必要
配水管負担経費	(なし)	<	20mm×1本分	全額が必要
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準4章1を適用する。				

B邸【改造工事】	旧口径		新口径	追加徴収
加入金	13mm×1本	<	20mm×1本	差額が必要
配水管負担経費	13mm×1本	<	20mm×1本	差額が必要
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第4章2(1)を適用する。				

「計算例（消費税等相当額10%込）」

○新設 A邸 加入金（新口径φ20）・配水管負担経費（新口径φ20）を新規徴収する。

A邸徴収金額（新規徴収）

- ・加入金 260,700円（新口径φ20）
- ・配水管負担経費 97,900円（新口径φ20）

○改造 B邸 加入金及び配水管負担経費の差額を徴収する。

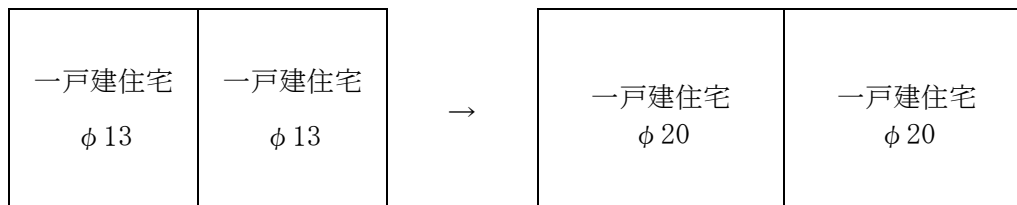
B邸徴収金額（既存権利との差額を徴収）

- ・加入金 260,700【φ20】－193,600【φ13】＝67,100円
- ・配水管負担経費 97,900【φ20】－89,100【φ13】＝8,800円

※この場合既設給水装置の加入権利は、既設給水装置（第一止水栓）が設置されている土地にあるものとする。

※撤去を増径差額に利用できるのは1給水装置のみ。（分割充当できない）

【例 2】二戸の住宅（φ13mm）が 二戸の住宅（φ20mm）に変更される場合



【改造工事】	旧口径		新口径	追加徴収
加入金	13mm×2本分	<	20mm×2本分	差額が必要
配水管負担経費	13mm×2本分	<	20mm×2本分	差額が必要
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準4章2（1）を適用する。				

「計算例（消費税等相当額10%込）」

○加入金及び配水管負担経費の差額を徴収する。

既存権利

- ・加入金 193,600円（口径φ13）×2本
- ・配水管負担経費 89,100円（口径φ13）×2本

新規加入権利

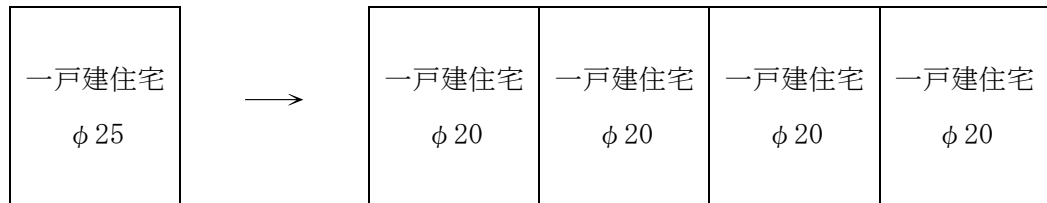
- ・加入金 260,700円（口径φ20）×2本
- ・配水管負担経費 97,900円（口径φ20）×2本

徴収金額

- ・加入金 (260,700円【φ20】－193,600円【φ13】)×2本＝134,200円
- ・配水管負担経費 (97,900円【φ20】－89,100円【φ13】)×2本＝17,600円

※この場合既設給水装置の加入権利は、既設給水装置（第一止水栓）が設置されている土地にあるものとする。

【例 3】一戸の住宅（φ25mm）を複数戸の住宅（φ20mm）に改造する場合



（20mm：1 本目）25mmから20mmへの減径として取り扱う。

【改造工事】	旧口径		新口径	徴収又は還付
加入金	25mm×1 本	>	20mm×1 本目	無し
配水管負担経費	25mm×1 本	>	20mm×1 本目	無し
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第 4 章 2 (2) (5) を適用する。				

（20mm：2 本目以降）20mmの新設として取り扱う。

【新設工事】	旧口径		新口径	徴収又は還付
加入金	（なし）	<	20mm×2 本目以降	全額が必要
配水管負担経費	（なし）	<	20mm×2 本目以降	全額が必要
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第 4 章 1 を適用する。				

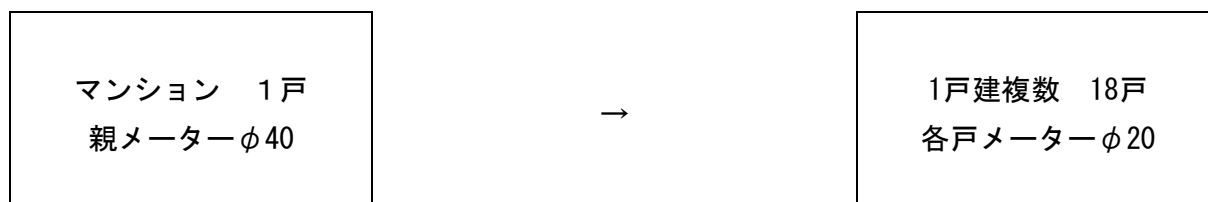
※旧口径 φ25mm×1 本を新口径 φ20mm×複数本に改造する場合、新口径での加入金・配水管負担経費よりも旧口径の加入金・配水管負担経費相当額の方が大きくなる。

新口径 φ20mm 1 本目は、加入金及び配水管負担経費の徴収及び還付を行わない。

新口径 φ20mm 2 本目以降については、新規に加入金及び配水管負担経費を徴収する。また、旧口径 φ25mm×1 本の加入権利が消滅し、新口径 φ20mm×複数本の加入権利になったものとして取り扱う。

※既設給水管口径とメーター口径が同一でない場合は、既設給水管の撤去が必要となる。

【例４】マンション（φ40mm）等が複数戸の住宅（φ20mm）に改造される場合



*6本目以降は、すべて新規に加入金及び配水管負担経費を徴収する。



*5本に加入権利を分割充当するため、加入金及び配水管負担経費は徴収しない。

（φ20mm：5本目まで）

【改造工事】	旧口径		新口径	徴収又は還付
加入金	40mm×1本分	>	20mm×5本以下	無し
配水管負担経費	40mm×1本分	>	20mm×5本以下	無し
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第4章2(4)を適用する。				

※ 新口径20mm5本目までは、新口径20mm5本分の加入金相当額が旧口径φ40mmの加入金相当額以内であることから、既存の加入権利（40mm×1本）を分割充当するため、加入金及び配水管負担経費は徴収しない。また、加入金・配水管負担経費の還付は行わない。

※ 不使用となる給水管の撤去が条件となる。

（φ20mm：6本目以降）

【新設工事】	旧口径		新口径	徴収又は還付
加入金	（なし）	<	20mm×6本目以降	全額が必要
配水管負担経費	（なし）	<	20mm×6本目以降	全額が必要
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第4章1を適用する。				

※ 新口径20mm6本目以降は、新口径20mm6本分の加入金相当額が旧口径φ40mmの加入金相当額を超過することから、既存の加入権利（40mm×1本）は分割充当されなくなり、新口径φ20mmの新設に準じた取り扱いを行う。

「計算例（消費税等相当額10%込）」

○加入金徴収額

260,700円【新口径φ20】×5本－1,337,600円【旧口径φ40】×1本＝△34,100円

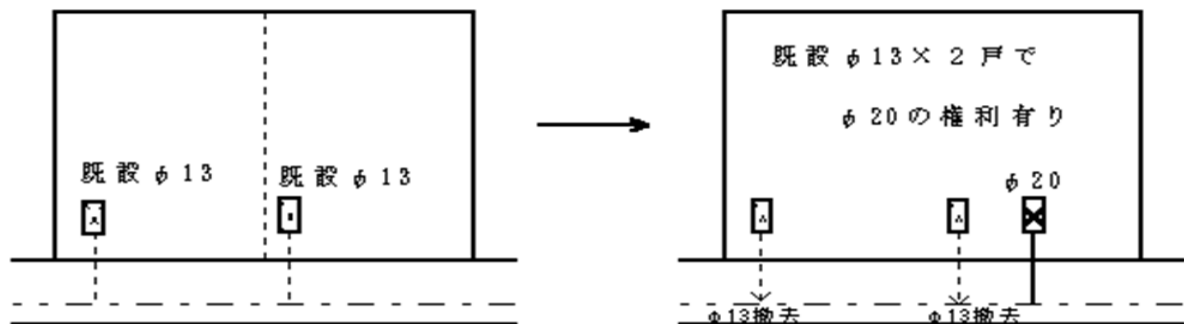
○配水管負担経費徴収額

97,900円【新口径φ20】×5本－1,117,600円【旧口径φ40】×1本＝△628,100円

※新口径20mm5本目までは、差額徴収の必要はない。

なお、加入金及び配水管負担経費の還付は行わない。

【例５】複数戸の住宅（φ13mm）が１戸の住宅（φ20mm）に改造される場合



【改造工事】	旧口径		新口径	徴収又は還付
加入金	13mm×2本分	>	20mm×1本分	無し
配水管負担経費	13mm×2本分	>	20mm×1本分	無し
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第４章２（３）を適用する。				

※旧口径φ13mm×2本の給水管を、新口径φ20mm×1本に改造する場合は、新口径での加入金・配水管負担経費よりも旧口径の加入金・配水管負担経費相当額の方が大きくなる。この場合加入金・配水管負担経費の徴収及び還付を行わない。

※不使用となる給水管の撤去が条件となる。また、旧口径φ13mm2本分の加入権利は消滅し、新口径20mm×1本分の加入権利になったものとして取り扱う。

「計算例（消費税等相当額１０％込）」

○加入金徴収額

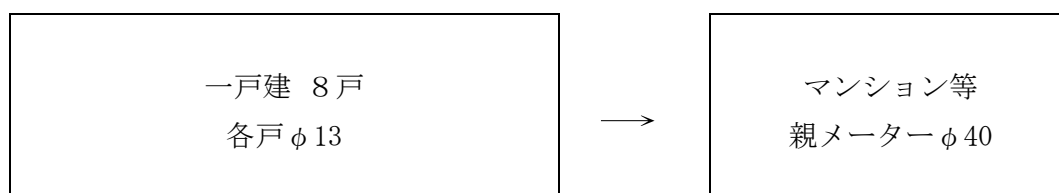
$$260,700\text{円【新口径φ20】} - (193,600\text{円【旧口径φ13】} \times 2\text{本}) = \Delta 126,500\text{円}$$

○配水管負担経費徴収額

$$97,900\text{円【新口径φ20】} - (89,100\text{円【旧口径φ13】} \times 2\text{本}) = \Delta 80,300\text{円}$$

※差額徴収の必要はない。なお、加入金及び配水管負担経費の還付は行わない。

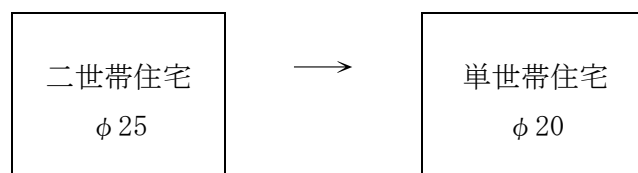
【例 6】複数戸の住宅（φ13mm）がマンション（φ40mm）等に改造される場合



【改造工事】	旧口径		新口径	追加徴収
加入金	13mm×8 本分	>	40mm×1 本分	無し
配水管負担経費	13mm×8 本分	<	40mm×1 本分	差額が必要
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第 4 章 2 (3) を適用する。				

- ※ 旧口径 φ13mm×8 本を φ40mm×1 本に改造する場合、新口径での加入金よりも旧口径の加入金の方が大きくなるので、加入金は追加徴収を行わないが、新口径での配水管負担経費よりも旧口径の配水管負担経費相当額の方が小さくなるので、配水管負担経費の差額を徴収する。この場合、加入金は還付しない。
- ※ 不使用となる給水管の撤去が条件となる。また、旧口径 φ13mm×8 本分の加入権利は消滅し、新口径 40mm×1 本分の加入権利になったものとして取り扱う。

【例 7】二世帯住宅（φ25mm）が単世帯住宅（φ20mm）に改造される場合（減径）



【改造工事】	旧口径		新口径	徴収又は還付
加入金	25mm×1 本分	>	20mm×1 本分	無し
配水管負担経費	25mm×1 本分	>	20mm×1 本分	無し
加入金及び配水管負担経費の徴収に関する取扱基準第 4 章 2 (2) を適用する。				

- ※ φ25mm×1 本を φ20mm×1 本に改造する場合、新口径での加入金・配水管負担経費よりも旧口径の加入金・配水管負担経費相当額の方が大きくなる。この場合、加入金・配水管負担経費の徴収及び還付を行わない。
- ※ 既設給水管の撤去が条件となる。また、旧口径 φ25mm の加入権利は消滅し、新口径 20mm×1 本分の加入権利になったものとして取り扱う。

第5章 公園及び一斉申し込み等の取扱について

「給水条例施行規程第14条第2項第2号(ウ)(エ)に基づく徴収の取り扱い。」

1 公園に対する取扱

- (1) 本市の所有となる給水装置を設置する公園は、徴収を免除する。
- (2) 上記によらない公園（自治会独自での申込みを含む）は、申請者より徴収する。

2 本市水道創設時の一斉申し込みの取扱

- (1) 工事負担金が未納となっている場合
メーター口径に応じた加入金・配水管負担経費を新規徴収する。
- (2) 工事負担金が支払われている場合
城陽市給水条例施行規程第14条第2項第2号(ウ)に基づき、旧口径相当額の加入金・配水管負担経費を免除とする。
なお、一斉工事時の口径から増径する場合は、加入金・配水管負担経費について新口径との差額を徴収する。

3 公共のために設置する消火栓の取扱

公共のために設置する消火栓で、水道メーターを経由しないものについては、加入金・配水管負担経費を徴収しない。

4 公共のために設置する防火水槽の取扱

公共のために設置する防火水槽で、水道メーターを経由しないものについては、加入金・配水管負担経費を徴収しない。

附 則

本取扱基準は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。